

# 准看護師とは？

看護職には、保健師、助産師、看護師、准看護師の4つの資格があり、それぞれ法律で定められています。

看護師に 正看護師と准看護師があるのではなく、  
看護師と准看護師は別の資格です。

看護師と准看護師では、次のスライドのとおり違いがあります。

# 看護師と准看護師の違い

	看護師	准看護師
入学要件	高校卒業	中学校卒業
教育	3年 97単位(3000時間※)	2年 1890時間
免許	厚生労働大臣の免許	都道府県知事免許
業務に関する法律上の位置づけ	「傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする」	「医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定すること(傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助)を行うことを業とする」
保健師・助産師へ	取得可能: 大学、大学院、養成所等で保健師・助産師養成課程を修了し、国家試験を受験	准看護師資格では取得不可: 保健師・助産師の資格取得には、 <u>看護師養成課程修了と看護師国家試験合格が必須</u>
専門看護師・認定看護師へ	取得できる: 大学院、研修機関等で養成課程を修了する	取得できない

※看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(別表3:看護師教育の教育内容を規定)の中で、「3000時間以上の講義・実習等を行うものとする」と定められている。

# 看護師と准看護師の教育の違い①

自ら計画し実践する看護師と、指示を受けて行う准看護師では、**教育の基本的考え方**は大きく異なる。この考え方に沿って、教育が行われている。

## 看護師

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う
- 2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う
- 3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う
- 4) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復にかかわる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う
- 5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び多職種の役割を理解し、多職種と連携・協働する基礎的能力を養う
- 6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う

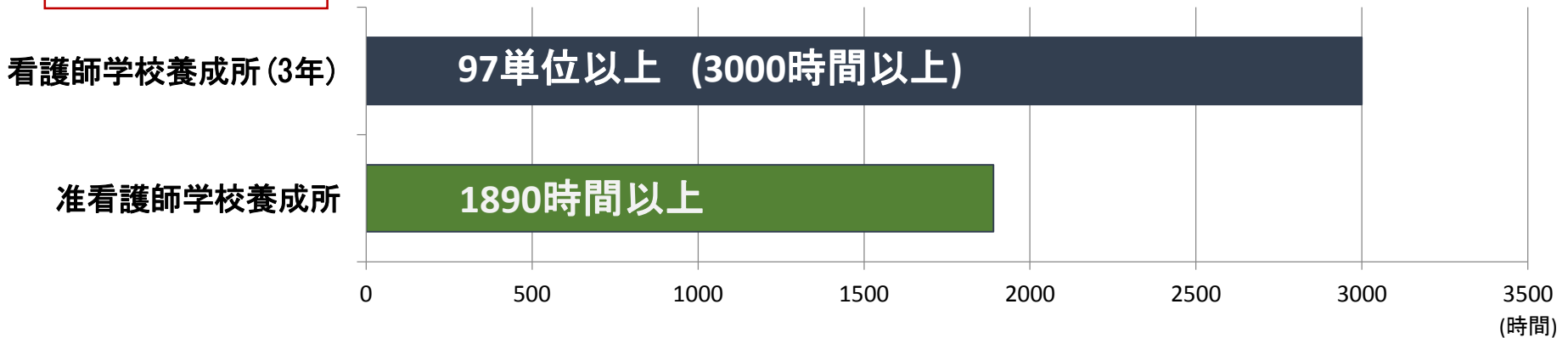
## 准看護師

- 1) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う
- 2) 疾病をもった人々と家族の様々な考え方や人権を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う

出典：通知 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン  
別表3(看護師)、別表4(准看護師)

# 看護師と准看護師の教育の違い②

## 履修時間



## 実習時間



出典: 通知 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

別表3(看護師)、別表4(准看護師)

公益社団法人 日本看護協会

# 看護師と准看護師の教育の違い③

類似する科目における教育の内容を見ると、目的や教育内容の範囲が異なる。

## 【例】 看護師

【人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進】

人体を**系統だてて理解し**、健康・疾病・障害に関する観察力、**判断力を強化**するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を**臨床で活用可能なものとして学ぶ**内容とする。  
演習を強化する内容とする。

【健康支援と社会保障制度】

人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて**社会資源を活用できるように**必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。

## 准看護師

(指示を必須とする教育水準)

【人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防】

人体の仕組みと働きや疾病の成り立ちの**概要**及び疾病の回復に必要な薬物や栄養等を理解し、的確な観察や安全な援助ができるための**基礎的な内容**とする。

【保健医療福祉の仕組み、看護と法律】

保健医療福祉制度における**准看護師の役割を知り**、他の医療従事者と協調できる能力を養える内容とする。

出典：通知 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン  
別表3(看護師)、別表4(准看護師)

# 准看護師は看護師になるためのルート？

准看護師学校養成所を経て看護師を目指すことは可能だが、看護師学校養成所を経て看護師資格を取得するよりも、長い期間を要し、遠回りとなる。

